

## 特例業務負担金に関する参照条文③（30年2月現在）

### ○農林漁業団体職員共済組合定款（昭和33年農林省指令33農経第4909号）

（特例業務負担金）

第二十二條 この組合は、第十九條各号に掲げる業務に要する費用に充てるため、旧農林漁業団体等から、毎月特例業務負担金を徴収する。

2 前項の特例業務負担金の徴収は、次條第一項の規定により特例業務負担金を前納する場合を除き、平成十四年四月から（指定法人にあつては、当該権利義務を承継した日の属する月）から特例業務負担金を納付する法人が解散した日の属する前月までの各月につき、するものとする。

3 特例業務負担金は、旧農林漁業団体等の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六條第一項又は第三項に規定する適用事業所毎にその使用する職員である厚生年金保険の被保険者の厚生年金保険法による標準報酬月額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二條第一号に規定する育児休業をしている被保険者、厚生年金保険法第二十三條の三第一項に規定する産前産後休業をしている被保険者及び同法附則第四條の三第一項に規定する高齢任意加入被保険者に係るものを除く。）の毎月の総額を標準として算定するものとし、その標準報酬月額と特例業務負担金との割合（次項において「負担率」という。）については、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 平成十四年四月から平成十六年九月までの月分 千分の四

二 平成十六年十月から平成二十年九月までの月分 千分の十五・四

三 平成二十年十月から平成四十四年三月までの月分 千分の二十・四

4 負担率は、この組合の業務に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫補助の額に照らし、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

5 特例業務負担金を算定するに当たり、その額に一円に満たない端数を生じたときは、その端数は、切り捨てる。